

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2021年6月21日 No.44 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
E-mail nql30048@nifty.com ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内容

6月10日 本訴第29回口頭弁論	1
法廷での原告側陳述内容	
準備書面(78):高浜、美浜原発敷地の地盤安定性(井戸弁護団長)	2
【記者会見・報告集会での質疑応答など】	3
避難計画に関する県および19市町調査の中間報告	4
大津地裁での今後の原発裁判の日程	6
【書籍紹介】	6

6月10日 本訴第29回口頭弁論

原告:高浜、美浜原発の地盤安定性問題について主張

被告:原告の津波問題の主張に反論、火山の審査終了に伴う主張

主要争点での双方の主張はなおしばらく続く見通し

6月10日、福井の原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第29回口頭弁論が大津地裁で行われました。今回もコロナ対策で入廷制限が行われ一般傍聴席12席に対して抽選が行われました。

【提出書面と法廷での陳述】

原告側は、高浜、美浜原発の敷地安定性問題について準備書面(78)を提出して法廷で井戸弁護団長が口頭説明を行いました。

一方関電側は、準備書面(58)、(59)を提出しました。(58)は、原告準備書面(72)で被告が行った津波シミュレーションは安全性を保証したものではないという主張への反論、(59)は、火山噴火についての規制委員会の審

査を踏まえて原告主張へ反論したものです。

次回の期日は9月17日(金)13時15分から進行協議、14時30分から口頭弁論とされました。

【進行協議について】

裁判が始まる前、13時15分から原告の代表も参加して進行協議が行われ、争点整理や今後の期日、審理スケジュールなどについて確認、議論されました。

まず、争点整理については、原告、被告それぞれで行ってきた争点整理(簡易なメモ)は前回までに双方の作業が完了していますが、それをふまえて裁判所としての考え方が次のように示されました。

それぞれの考え方に基づいて論点整理が行われているので、全体にわたって双方の主張をかみ合わせるの、極めて困難であり、主要争点ごとに双方の主張の調整を行いたいとして各争点の主張予定について確認されました。

① 地震・地盤問題

原告側は赤松先生の意見書に基づく主張はとりあえず完了したが、被告専門家意見書への反論を次回に行うとしました。

被告は、原告準備書面(76)大飯原発の地盤問題について次回に、本日の(78)に対して次々回に反論を準備する。大阪地裁判決のバラツキ問題については、6月8日(火)に大阪高裁で控訴審が行われたが、国の主張は完了していない、国の主張が終わってから反論を準備したいと考えているので次々回(12月)までの反論提出は約束できないと述べました。

② 火山噴火問題

火山灰の層厚変更に関する設置変更許可

申請が規制委員会で認められたが、基本設計等の変更は不要というものであり、原告側として必要な反論を次回に行いたいとしました。

③ 避難計画について

裁判長から水戸地裁判決を踏まえて避難計画についての主張の確認があり、原告側は、現在、県内各自治体の避難計画に関する調査を実施しており、それをとりまとめて次々回(12月)に主張したいとしました。一方関電側は、原告の主張をみて反論したいとしました。

最後に今後の日程が確認され、9月17日の次の裁判期日として、12月9日(木)の一日、3月10日(木)の一日が日程に入れられました。

原告側は主要争点論点整理とは関係無い避難者の証人尋問を12月の日程にいれたらどうかと提案しましたが関電側はこれに反対し、一致をみていません。

弁論終了後、記者会見、報告集会が行われました。

【法廷での原告側陳述内容】

準備書面(78):高浜、美浜原発敷地の地盤安定性(井戸弁護団長)

【高浜3, 4号機の地盤安定性】

被告は、同原発の地盤で発生する引張応力は $20\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下であり、CH級岩盤の引張強度 $57\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下であるので地盤の安定性には問題がないと主張しているが、次のような問題がある。

- ① 被告が検討した地盤を詳細に分割した要素ごとの局所安全係数を見ると、せん断力や引張力が限界を超えている箇所が多くみられるなど被告が計算した安全率には疑問がある。
- ② 被告はCH級岩盤の引張強度を $57\text{kg}/\text{cm}^2$ としているが、岩石の引張強度をその根拠としている疑いが濃厚である。岩石の強度がこれだけあったと

しても、岩盤は通常、多数の亀裂があり、岩石の引張強度より大幅に小さくなる。

- ③ CH級の流紋岩の岩盤の引っ張り強度を試算すると、 $3.2\sim 12.8\text{kg}/\text{cm}^2$ 程度であり、 $20\text{kg}/\text{cm}^2$ の引張応力が発生すると地盤は破壊する。
- ④ また、別の断面における検討では、想定すべり面を形成する破砕帯の評価において、別種類の岩盤の評価結果を適用して問題がない旨の結論を出している。

【美浜3号機の地盤安定性】

- ① 高浜の検討と同様、岩石の強度を岩盤の強度にすり替えた評価を行っている。

- ② 局所的破壊が次第に他の部分に広がる進行性破壊の原因となる破砕帯の検討が行われていない。
- ③ 評価書では、周辺斜面の安定性評価において、引っ張り応力 10kg/cm^2 が引

張強度 2.7kg/cm^2 という誰が見てもわかる誤りが記載されており、規制委員会もこれを見逃がしている。

【記者会見・報告集会との質疑応答】

井戸弁護団長が、原告被告の主張内容や進行協議でのやりとりなどについて説明したあと記者からの質疑応答が行われました。



Q1.地震動のバラツキ問題に対してどういうやりとりが行われたのか？裁判の進行上の影響は？

A. 関電の主張・反論がいつでてくるか。次々回の12月にできれば次の3月の反論となるが、出せるとは言えないということであったので地震問題の主張の終息は見通せない。重要な争点なので、大阪高裁では国も相当な主張立証を行うことになるのだろう。関電もその主張に乗かって主張するつもりだ。

Q2.証人尋問はどうなりそうか？

A. 主張整理を待たず尋問が行えるのは被災者の尋問だ。あとは主張整理が整ってからということになる。

Q3.老朽化については？

A. 老朽化により思わぬトラブルが発生する。関電は検査して老朽化部分を取り換えるというが、取り替えられないものもある。そのことによるリスクは必ずある。

Q4.火山灰その層厚が見直され、20cmを超えるという評価となったが、これは原発にとどまらず、経済活動、住民生活への影響は重大だと思いがどうか。

A. どのような事態になるか経験がなく想定できない部分もあるが、基本設計を見直さないというのはおかしい。

Q5.現在の堀部裁判長の体制で判決を勝ち取

るとというのが基本目標であったが、現時点での見通しはどうか？

A. 逆算で、判決と最終準備書面に1年かかるとすると、来年3月に証人尋問を含めて主張を終結する必要があるが、まだ、主張がいつまで続くか、また証人尋問がどうなるか見通せないので現裁判長で判決を勝ち取るのは難しくなっている。ただ、再来年の3月末までに審理が終結すれば、制度上は可能なので可能性がゼロになったわけではない。

【関電準備書面(58)津波問題について:石川弁護士】

被告の反論の特徴点は以下のとおり。

- ① 原告は被告が行った津波シミュレーションは実績値による評価ができていないことを指摘しているが、被告はガイドライン上実績による評価は要求されていないと反論している。
- ② 津波評価モデルの元になった津波は、特にピーク値について再現できていないということを指摘したが、被告は評価場所である若狭湾の津波高さが再現できてい

ると反論している。

- ③ 検証データのバラツキについての指摘については、原告は信頼度 C 以下のデータも用いているが、被告は信頼度 A,B のものを用いているという反論している。
- ④ 伝承の津波はあったかもしれないが、原発に影響を与えるものではなかったという主張である。

【関電準備書面(59)火山噴火問題について： 高橋弁護士】

46 ページに及ぶ内容であり、原告主張に

対する反論と 2019 年 9 月の火山灰の層厚に関する設置変更許可申請以降の経過と今年 5 月 19 日に原子力規制委員会の適合性判断までの経過がまとめられている。

特徴は以下のような点であり次回これに対する反論を行いたい。

- ①大山の噴火の可能性は小さい。
- ②火山灰の層厚を大きくしても安全というものだが、フィルターの目詰まり対策は大丈夫という内容は含まれていない。
- ③基本設計の変更はない。

避難計画に関する県および19市町調査の中間報告

今年 3 月、水戸地方裁判所は、周辺自治体における避難計画の不備を最大の理由として東海第 2 原発の運転差し止めの判決を出しました。これを受けて弁護団と支える会を中心として県および県下の 19 市町の避難計画を中心とする地域防災計画に関する調査を行うこととし、県、長浜市、米原市についてヒアリング調査を実施しました。今後、高島市へのヒアリングを実施し、残りの市町についてはアンケート調査を行うこととしており、現在までの特徴的な点について報告します。(Ur)

県および長浜市の計画の全般的評価

県は国の各種指針などに基づいて、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編最新改定 2018 年 3 月）、滋賀県緊急時モニタリング計画、原子力災害に係る滋賀県広域避難計画、滋賀県原子力災害医療マニュアルなどを定め、美浜原発、大飯原発の UPZ 圏内が含まれる長浜市、高島市などとともに避難訓練や原子力災害に係る避難時間推計に関するシミュレーションなどを行っています。地域防災計画原子力災害対策編は 2001 年 3 月に策定されていますが、広域避難計画の策定は 2014 年 3 月であり、2011 年の福島原発事故が発生した当時から比べると原発事故に対する備えが整えられてきたように見えます。アンケートに対しても、原発事故が発生しても現計画で対応できるというのが県と長浜市の基本的立場です。しかし、計画を詳細に



検討すると、一定の前提条件のもとでしか成立し得ない机上の計画でしかないと言えます。

前提条件の問題

前提条件の一番大きな問題は、原発事故の際に放出される放射性物質の量です。現在県が想定している放出量は、福島原発事故で放出された量をベースにして緊急時のモニタリングや避難に関する計画がつくられていますが、放射性物質の排出量がこの程度にとどまる保証は全くありません。緊急時のモニタリングなどを行う職員の被ばく限度は

100mSv と設定されていますが、事故の規模や気象条件などによってこの限度を超える恐れがありますがそのようなことは想定されていません。原発事故が発生した場合、現在はまず屋内退避という方法で避難し、必要に応じて広域避難を実施するとされていますが、それは緊急の広域避難が移動手段の確保をはじめとして難しいということが明らかになり、次善の策として屋内退避という手段をとろうとされているのです。原発のごく近くの PAZ と同じように緊急に避難が必要となった場合、対応は難しいのではないのでしょうか。避難訓練などは UPZ 圏内の長浜市と高島市だけ対象にして計画区域内人口のほんの一部の住民の参加により実施されているだけであり、計画対象となっている住民をすべて避難させることができるという確証は得られていません。そういう意味で避難計画の実効性の検証は行われていないのです。ましてや、UPZ 圏外に避難の必要性が生じるような事態に対してはとてども対応できないでしょう。

第二の問題は移動手段についてです。交通混雑をさけるためにバスが移動手段として選択されているのですが、たとえば、美浜原発で事故が生じて UPZ 圏内人口を移動させるためには 402 台のバスが必要とされていますが、県内には 442 台しかありません。関西圏にある 16,346 台がバックアップとして想定されているのですが、確保できるという保証はありません。また、原発事故の規模が想定以上の場合や地震などの複合災害が発生したときなどを考えると移動手段を確保することは一層厳しくなりうでしょう。

第三は複合災害への対応の問題です。県が想定している複合災害については、地震や大雪などを原因とする「交通途絶」のみですが、複合災害が発生しても現計画で対応できると回答しています。しかし、地震や大雪、風水害などの災害はそれ自体への対応が大変な課題であり、そこに原子力災害への対応の必要が発生した場合一層困難な状況となるのは明らかであり、県の想定は「対応可能」

な範囲の想定でしかないと言えます。

その他主な調査課題

その他、以下のような課題について調査を実施します。

① 広域避難について

UPZ 圏内の約 50000 人についての広域的な避難場所をはじめとする避難計画は策定されていますが、避難が必要になった場合はたして円滑な避難が可能かどうか。

また、UPZ 圏外市町で避難が必要になった場合避難が可能かどうか。広域避難について受け入れ先に避難人数に対して必要なスペースが真に確保されているのかの検証は行われてきません。協定なども締結されておらず「口約束」だけにとどまっていて「それで良い」とするレベルのものです。

② 複合災害について

地震や風水害、大雪時にはたして避難が可能かどうか？

③ 屋内退避について

屋内退避について県は国に対して、大規模地震との複合災害時は、多くの住民が屋内退避を懸念すること、妊婦や乳幼児など放射線感受性が高い者などの先行退避の仕組みの具体化、屋内退避を避難に切り替えるタイミングの明確化、放射性物質の排出状況やブルーム通過に関する予測に基づく適切なタイミングでの屋内退避の指示の明確化など 7 項目を国に解決すべき課題として提示しているが具体的には何も検討が進んでいないことが明らかにされました。

こうした状況であるにもかかわらず、(OIL2 の場合は) 県は、国の指示を前提にして屋内退避をすすめる考えです。

また、放射線の遮蔽効果比較的大きいコンクリート構造物が少ないなどの問題もあります。

④ 安定ヨウ素剤の配備と服用について

安定ヨウ素剤については、①服用にあたっ

て医師の問診が必要かどうか、②事前配布について、③UPZ 外市町での配備と服用について、④服用の判断を首長が行うかどうかなどが運動団体から課題とされていますが、県下の市町の対応状況には差が見られます。

⑤ その他

「再稼働できる環境にない」という知事の発言は、自治体の対策について審査がなされないことや再稼働にあたって同意権を有する安全協定が締結されていない問題、放射性廃棄物の処理処分が明確になっていないことなどが背景にあることがヒアリングを通じて明らかになりました。

原子力災害に対する考え方が明確な米原市

米原市は UPZ 圏外であり、具体的避難計画は定められていません。原子力災害の問題は行政だけで取り組むのではなく、市民の参加と協力により考えるべきであるとして「米原

の原子力防災を考える市民委員会」を平成 30 年度に設置。今年 3 月に安定ヨウ素剤の配備についての提言を作成して市町に提出しており、市はその提言に基づき今年度末までに安定ヨウ素剤の事前配布を行うことになっています。

また、市民員会では今年度からは避難計画について検討を行っていく予定です。ただし、実効性のある避難計画を策定することは現実的に極めて困難であるので、市民の命や健康、財産を守るため、一番の安心安全な対策は、原子力発電所を再稼働させないことであるという認識が示されました。

調査結果のとりまとめ

調査結果についてはできるだけ早くとりまとめる予定ですが、京都自治体問題研究所が原発立地県および隣接道府県に対して全国調査を実施する予定であり、その調査結果とも調整を図りながら最終報告書を作成する予定です。

大津地裁での今後の原発裁判の日程と主張予定

9月17日(金)第30回口頭弁論 14:30~弁論、15:30~記者会見

原告主張予定①地盤構造に関する再反論、②火山主張への反論

被告 大飯原発地盤問題への反論

12月9日(木)の一日

原告主張予定 避難計画の県内自治体調査をふまえた主張

被告主張予定 高浜、美浜地盤問題に対する反論

2022年

3月10日(木)の一日

※12月9日の日程の詳細は次回に決定される見通しです。

【書籍紹介】



樋口英明著(元福井地裁裁判長)

税込み 1,430 円

旬報社

はじめに

第 1 章なぜ原発を止めなければならないのか

第 2 章 原発推進派の弁明

第 3 章 責任について



松谷 彰夫著(福島生業訴訟原告)

かもがわ出版

税込み 1,980 円

■内容紹介■

原告たちの法廷闘争と今を追う

福島第一原発事故の 36 年前、その安全に疑問を抱き、設置許可取り消しを求めて国に挑んだ住民たちがいた。地裁、高裁、最高裁。司法は訴えを退けたが、3・11 事故が住民の正しさを悲惨な形で立証した。彼らは何を訴え続けたのか。屈せざる闘い